

提案する諸条例等の制定要旨

議案第73号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項及び第6項の規定により、審査請求を行った際の審理手続等において提出された資料等の写しの交付に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第74号 南あわじ市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により、「特例基準割合」の用語が「延滞税特例基準割合」に改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項及び南あわじ市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の規定に基づき徴収する税外収入に係る延滞金に係る規定について、地方税法と同様の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年1月1日と定めています。

議案第75号 南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、労務費、光熱水費その他の施設管理コストが増加していることから、ゆとりっく及びサンプールの使用料を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年4月1日と定めています。

議案第76号 南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、条文中引用している「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の一部改正及び「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第 77 号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」に係る条項の追加、及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正により、「特例基準割合」の用語が「延滞税特例基準割合」に改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことに伴い、地方税法と同様の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 3 年 1 月 1 日と定めています。

議案第 78 号 南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正により、「特例基準割合」の用語が「延滞税特例基準割合」に改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことに伴い、南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき徴収する延滞金に係る規定について、地方税法と同様の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 3 年 1 月 1 日と定めています。

議案第 79 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

この規約の一部改正は、「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」の組合への加入、及び組合の構成団体である「北播磨清掃事務組合」が西脇多可行政事務組合との事業統合により解散及び脱退するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規約の施行日を令和 3 年 4 月 1 日と定めています。